

日本暖地畜産学会報投稿規程

2008年10月25日制定

1. 日本暖地畜産学会報の内容はわが国暖地における畜産・草地の学術研究と技術普及ならびにそれらの研究・技術の発展に資する内容に関するものとし、掲載する論文は<原著論文(Original Article)>、<情報資料(Technical Information)>、<総説(Review Article)、研究紹介(Research Report)>および<大会・シンポジウム講演要旨>の4区分とする。発行は号止めで年2回とし、第1号においては<原著論文>、<情報資料>または<総説、研究紹介>、第2号ではそれらに加えて<大会・シンポジウム講演要旨>を併載する。
2. 論文の投稿資格を次のように定める。
 - 1) 筆頭著者は会員であり、その年度の会費を納入したものに限る。ただし、共同執筆者に非会員を含むことができる。また、編集委員会が必要と認めた時に非会員からの寄稿を受けることがある。
 - 2) 筆頭著者が学生会員の場合、連絡著者 (corresponding author) は原則として指導教員とする。
3. <原著論文>および<情報資料>については、著者が投稿したものを主とし、<総説、研究紹介>については、編集委員会が依頼したものを主とする。
4. <原著論文>については、《一般論文(Full Paper)》、《短報論文(Short Communication)》および《技術報告(Technical Note)》の3種類に区分して掲載する。これらは畜産学および草地学上価値のある内容を持ち、本規程に従ったものでなければならない。また、独創的な研究に基づく新知見を含み、他誌に未発表のものに限る。なお、《技術報告》については、畜産業および関連産業の発展に寄与する技術および情報を広く畜産関係者に普及・伝達するための内容をもつものとする。
5. <情報資料>については、実用記事、新品種紹介、牧場訪問、文献抄録などを含むものとする。
6. <研究紹介>については、大会開催県の畜産の現状、試験研究機関における研究課題などを含むものとし、これとは別に、大学、九州沖縄農業研究センターまたは各県から研究室等の紹介を編集委員会が依頼する。
7. <大会・シンポジウム講演要旨>については、各開催案内の発表申込み要領に従って発表者が作成した講演要旨を編集委員会が編集し、会報第2号に掲載する。
8. <原著論文>の採否については、編集委員会または編集委員会が依頼する論文審査委員の審査を受けた後、編集委員会が決定する。したがって、原稿を返却したり、訂正を求めたりする場合がある。<情報資料>の掲載様式については、投稿者に一任するが、編集委員会により再編集されることがある。<総説、研究紹介>については、編集委員会が依頼する様式で執筆する。
9. <原著論文>の掲載は一般論文、短報論文および技術報告の順とし、それぞれ原則として受理（審査終了）順とする。
10. 本会報に掲載された論文の著作権は日本暖地畜産学会に属する。著者は全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を日本暖地畜産学会に譲渡しなければならない。著作権の譲渡は、投稿論文が受理された後に著者が著作権委譲許諾書を日本暖地畜産学会に提出することによりなされる。
11. <原著論文>は次の規程にしたがって書く。
 - 1) 論文は和文または英文で書く。
 - 2) 原稿には、表題、著者名（全員）、所属機関名、略表題、連絡著者名および所属機関と住所ならびに原稿枚数、図、表の枚数を書いた表紙を添付する。
 - 3) 論文には独立した表題を付し、連続論文形式にはしない。
 - 4) 《一般論文》の構成は、表題、著者名、所属機関名、要約、本文（謝辞を含む）、文献、図表の順とし、和文論文には英文要約（Abstract）をつけ、英文論文には和文要約をつける。また、論文の刷り上がりは、6ページ以内とし、和文の刷り上がりは1ページで約2000字、英文は900語程度である。
 - 5) 《短報論文》および《技術報告》の構成は、表題、著者名、所属機関名、要約、本文、文献、図表の順とし、論文の刷り上がりは、3ページ以内とする。
 - 6) 原稿はコンピュータソフトによって作成する。原稿は原則電子メールの添付ファイルとして日本暖地畜産学会報編集委員会あてに提出する。送付先などは投稿の手引きの末尾に示す。メール本文には論文の区分、表題、著者名、使用ソフト名（バージョン）、動作環境を記す。
 - 7) 和文論文および英文論文はそれぞれ次の点に注意して執筆する。
 - ①和文論文は本文および図表とも原則としてすべて和文で作成する。ただし、図表は英文での作成も認め

る。

- ②英文論文や和文論文の英語部分（表題，Abstract または図表）は十分に推敲し，英語に造詣の深い第三者（英語を母国語とする者が望ましい）の校閲を受けたものとする。なお，編集委員会が必要と認めた場合には，英文校閲を受けなければならない（それを証明する書類を原稿送付時に添付），その費用は著者負担とする。
 - 8) 数字はすべて算用数字を用いる。また，単位の略号は原則として SI 単位を用いる。
 - 9) 引用文献は学術雑誌，単行本，研究所，試験場，大学などの研究報告または紀要，特許，電子資料とする。講演要旨は原則として引用しない。
 - 10) 文献リストの記載および本文での文献の引用方法については投稿の手引きを参照する。
 - 11) 図，写真および表については，次の規程に従う。
 - ①原図はそのまま写真製版できるように作成する。
 - ②図，写真の説明はすべて別紙にまとめてタイプし，図などととも原稿の最後に別にまとめて添付する。
 - ③写真は鮮明なものを必要部数貼り付ける。
 - ④表は A4 判の白紙または方眼紙 1 枚に 1 表ずつ作成する。
 - ⑤原図が製版に不相当であるときは，編集委員がトレースを業者に依頼することがあり，その場合は費用を著者負担とする。
 - 12) 本文中に図，表などの挿入場所を指定する。
 - 13) 要約については，次の規程に従う。
 - ①和文論文の要約は 400 字以内とし，400 語以内の英文要約をつける。ただし，短報論文および技術報告には英文要約をつけない。
 - ②英文論文の要約は 200 語以内とし，600 字以内の和文要約をつける。ただし，短報論文および技術報告には和文要約をつけない。
 - ③要約の記載は表題，著者名，所属機関名，要約文の順とする。
 - ④要約は結論だけでなく，目的，方法，結果がよく読みとれる内容とする。
 - 14) 略表題は次の規程に従う。

和文論文では 15 字以内，英文論文は 6 語以内とし，提出原稿の表紙に記載する。
 - 15) キーワードについては，次の規程に従う。
 - ①キーワードは 5 個以内とする。
 - ②和文論文，英文論文とも要約の後に記入する。
 - 16) 審査終了論文については，体裁を統一するため，編集委員会で修正することがある。
12. <情報資料>については，次の要領で原稿を提出する。
- 1) 記述方法は可能な限り原著論文に示されるような体裁を採ることが望ましいが，記載内容により困難な場合は投稿者に一任する。しかし，掲載に当たり編集委員会が体裁を変更することがある。
 - 2) 原稿は刷り上がり 3 ページ程度とする。
 - 3) 原稿提出時に原稿 1 部とその内容のすべてが入った電子記録媒体を提出する。
 - 4) 掲載方法に検討を要する場合は，あらかじめ編集委員会に申し出る。
13. 論文掲載費用については原則無料とする。ただし，次のような場合についてはその費用を著者負担とする。
- 1) 制限ページ数を超過する場合。
 - 2) カラー写真など特別の指定のある場合。
14. 別刷りについては，校正時に必要な部数を編集委員会に申し込む。その実費は著者負担とする。
15. 校正については，次の規程に従う。
- 1) 著者による校正は 1 回とする。
 - 2) 校正の際，字句の追加，削除または文章の移転は許されない。
 - 3) 校正した原稿は指定された期日までに返送しなければならない。
16. 審査中の原稿は編集委員会に帰属する。しかし，審査中に発生した事故（郵送中の紛失など）に対する責任は負わない。
17. 本規程の改正は編集委員会の議決を経た後，評議員会および総会の承認を以て行う。

付則 本規程は 2008 年 10 月 25 日より施行される。

2009 年 10 月 24 日 一部改正
2010 年 10 月 16 日 一部改正
2012 年 11 月 10 日 一部改正
2018 年 10 月 20 日 一部改正